



平成 17 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社アズジェント
代 表 者 名 代表取締役社長 杉本隆洋
(J A S D A Q ・ コード 4 2 8 8)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役経営企画本部長 鈴木眞治
電 話 0 3 - 5 6 4 3 - 2 5 8 1

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 13 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 6 月 24 日（金）開催予定の当社第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社並びに当社の子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社並びに当社の子会社の取締役及び従業員に無償で新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社並びに当社の子会社の取締役及び従業員
 - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 500 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる 1 株未満の端数については、これを切捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（または株式併合）の比率}$$
 - (3) 発行する新株予約権の総数
500 個を上限とする。
(新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
 - (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げる）とする。

ただし、その金額が新株予約権発行の日の最終価格（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格とする。

なお、新株予約権発行以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成23年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社に在任、在職することを要する。ただし、任期満了による退任、社命による他社への転籍、その他正当な理由があるとして取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却の事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が前項に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記内容については、平成17年6月24日開催予定の当社第8回定時株主総会において、「ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上